

JSG ニュースレター

「税務調査徴収法」の一部条文改正法案が 行政院を通過

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

行政院は4月15日の閣議で、財政部が提出した「税務調査徴収法（中国語：税捐稽徴法）」の一部条文改正法案を承認し、立法院での審議にかけることを決定しました。今般の改正は、「納税者権利保護法」、「行政手続法（中国語：行政程序法）」等の関連法規が相次いで制定または改正され、現行の「税務調査徴収法」の一部条文がすでに実際の需要に適合していないことを受けています。行政院によれば、今回の法改正では、延滞金に係る加算基準を引き下げ、新たに分割納付に関する規定を追加しているほか、申告の脱漏に対する罰則を強化し、納税義務者の権益保護と国家債権の保障にも配慮しています。本改正条文の主なポイントは以下のとおりです。

| 改正ポイント | 条文 | 新規追加/改正の内容 |
|-------------------------------------|------|--|
| 申告通り査定された案件について、査定通知書の公告を以て「送達」とみなす | 第19条 | 申告通りに査定された案件については、査定通知書の公告を以て、査定税額通知書の「送達」とすることで、個別に送達する手間を省き、納税者と徴税機関の双方のコストを軽減する。適用範囲および公告の実施方法等に係る弁法は、財政部が法的委任を受け定める。 |

| | | |
|------------------------------|-------------------------|--|
| 延滞金（中国語：滞納金）の徴収税率の引き下げ | 第 20 条 および 第 51 条 | 延滞金（中国語：滞納金）の徴収方法について、「 <u>3 日を超える毎</u> 」（現行は 2 日を超える毎）に延滞税額の 1%ずつ徴収し、最高徴収税率を 10%に引き下げる（現行は 15%）ことにより、徴収を確保するとともに、納税義務者の権益を保護する。 |
| 査定期間（中国語：核課期間）の未満了についての事由を追加 | 第 21 条 | 査定により確定した徴税処分内容を取り消した後すぐに査定期間が満了してしまうという事態を回避するため、査定期間満了時に、以下のいずれかの状況に該当する場合は、その消滅時効は完成していないとする。 一、行政救済措置を提起し未終結の場合で、審査請求（中国語：訴願）または行政訴訟を取り消した日より処分が確定した日から起算して 1 年以内。 二、天災事変または不可抗力の事由により、徴税の査定ができなかった場合、当該事由の消滅した日から起算して 6 か月以内。 |
| 租税に係る保全の強化 | 第 24 条 | 一、徴税の執行を妨げる未納付の案件に対しては、仮差し押えの申し立て時点を早める。当該時点を従前の「納付すべき税金の未納付」となった時点から「法定納付期間の満了後(申告済だが税金未納付の案件)」または「納付通知書の送達後(追加納付が必要となる案件)」に改正する。 二、民法第 242 条から第 245 条まで、および信託法第 6 条、第 7 条の代位権および取消権に関連する規定を準用した追加条文であり、債権者の債権を確保する。 |
| 利息を追加した上での分割納付の適用申請に係る規制の緩和 | 第 26 条 の 1 | 納税義務者が以下のいずれかの状況に該当する場合、規定の納付期限までに税務機関に対し分割納付を申請することができる。分割納付期間は 3 年を超えてはならない。 一、客観的事実により財務上の困難が生じている。 二、税務機関の調査により多額の追徴税額を支払う必要がある。 三、その他、地方政府が認可する地方税の分割納付の事由に該当する。 |
| 還付申請期間の統一 | 第 28 条 | 一、行政手続法の人民による公法上の請求権の行使に係る規定に合わせて、過納税額の還付申請期間を一律 10 年に改正する（現行：納税義務者による申告誤りの場合は「5 年」、政府機関による査定誤りの場合は「無期限」）。 二、納税義務がないことが明らかであるが、税法またはその他の法律の定め違反して納付した税額については、還付請求ができない。例えば、銀行から借入れを行うために架空の売上を計上し、 |

| | | |
|-----------------------------------|--------|---|
| | | それに応じて納付した税金は還付請求ができない。 |
| 強制執行が猶予される税金納付割合の引き下げ | 第 39 条 | 再審査（中国語：復査）により決定した納付すべき税額について、強制執行が猶予される条件となる税金納付の割合を「 <u>1/3</u> 」に引き下げる。（現行：1/2）。 |
| 脱税に対する刑事罰上の罰金の引き上げ、重大な脱税に対する処罰の強化 | 第 41 条 | 一、納税義務者が、欺瞞またはその他不正な手段により税金の脱漏を図った場合は、5 年以下の有期刑とし、併科する罰金を新台湾ドル 500 万元以下に増額する（現行 6 万元以下）。 二、 <u>脱税額が一定の金額に達する場合</u> （個人 1,000 万元以上、営利事業 5,000 万元以上）は、1 年以上 7 年以下の有期刑、および 1,000 万元以上 1 億元以下の罰金を併科する。 |
| 処罰の合理化 | 第 44 条 | 営利事業が、規定に従い証憑の交付、取得または保存を行わなかった場合についての行政罰上の過料は、 <u>査定により認定した総額の「5%以下」</u> に改正する（現行：5%の固定比率）。 |

勤業衆信の見解

本改正法案では、延滞金課税、査定期間、適用法令の誤りによる還付申請期限に関する規定のほか、法に反する重大な脱税案件についての刑事責任の厳罰化および罰金の大幅な引き上げが規定されています。納税義務者は、今後の立法院の改正の進展状況や改正内容が自身の税務案件の権益に影響をもたらすか否かだけでなく、重大取引のスキームに関するアレンジについてより慎重な配慮が望まれます。節税への取り組みが、税務機関から法に反する重大な脱税案件であると認定され、刑事責任や高額な罰金のリスクに直面する状況に発展しないよう留意する必要があります。

 Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

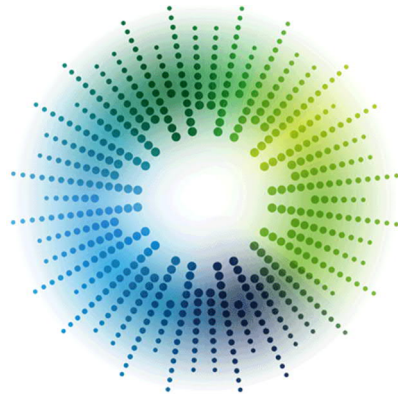


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

行政院通過「稅捐稽徵法」部分條文修正草案

行政院會於 4 月 15 日通過財政部擬具的「稅捐稽徵法」部分條文修正草案，將函請立法院審議。鑑於「納稅者權利保護法」、「行政程序法」等相關法規陸續制定或修正，現行「稅捐稽徵法」部分條文已無法切合實際需要，行政院表示此次修法一方面調降滯納金加徵方式、新增得申請分期繳納的規定，另一方面也加重逃漏稅罰則，適切兼顧維護納稅義務人權益與保障國家債權，謹提供本次修正草案重點如下：

| 修法方向 | 條次 | 增訂/修訂內容 |
|------------------|---------------|--|
| 如數核定案件核定通知書採公告送達 | 第 19 條 | 按申報資料核定案件之核定通知書得採公告送達，免個別填具及送達核定稅額通知書，以節省徵納雙方成本。範圍及公告之實施方式等辦法，授權由財政部定之。 |
| 調降滯納金加徵率 | 第 20 條及第 51 條 | 滯納金加徵方式修正為「每逾 3 日」（原 2 日）按滯納數額加徵 1%，總加徵率降為 10%（原 15%），以確保稅收兼顧納稅義務人權益。 |
| 增訂核課期間未完成事由 | 第 21 條 | 為避免核定稅捐處分一經撤銷即逾核課期間，稅捐之核課期間屆滿時，有下列情形之一者，其時效不完成： 一、對提起行政救濟尚未終結者，自核定稅捐處分經訴願或行政訴訟撤銷須另為處分確定之日起算一年內。 |

| | | |
|---------------------|-----------|---|
| | | 二、因天災、事變或不可抗力之事由致未能作成核定稅捐處分者，自妨礙事由消滅之日起算六個月內。 |
| 強化稅捐保全 | 第 24 條 | 一、對於妨害稅捐執行之欠稅案件，其聲請假扣押時點提前。由「欠繳應納稅捐」修正為「法定繳納期間屆滿(自繳案件)或繳納通知文書送達後(補徵案件)」。 二、增訂準用民法第 242 條至第 245 條及信託法第 6 條至第 7 條代位權及撤銷權相關規定，以確保稅捐債權。 |
| 放寬申請適用加計利息分期繳納情形 | 第 26 條之 1 | 納稅義務人有下列情形之一，得於規定納稅期限內向稅捐稽徵機關申請分期繳納，核准期間不得逾三年： 一、因客觀事實發生財務困難。 二、經稅捐稽徵機關查獲應補徵鉅額稅捐。 三、其他地方政府認定符合分期繳納地方稅之事由。 |
| 統一申請退稅期間 | 第 28 條 | 一、配合行政程序法有關人民公法上之請求權之規定，修正錯誤溢繳稅款之申請退還期間，由「5 年」(納稅義務人錯誤)或「無期限」(政府機關錯誤)修正一律為 10 年。 二、針對明知無納稅義務，違反稅法或其他法律規定而為繳納之款項，例如為向銀行詐貸虛增營業額所繳納之相關稅款，不得請求返還。 |
| 調降暫緩執行繳稅比例 | 第 39 條 | 繳納復查決定應納稅額得暫緩移送執行之金額比例調降為「 <u>1/3</u> 」(原為 1/2)。 |
| 提高逃漏稅刑事罰金，重大逃漏稅加重處罰 | 第 41 條 | 一、納稅義務人以詐術或其他不正當方法逃漏稅捐者，處五年以下有期徒刑，調高罰金至新臺幣 <u>500 萬元</u> 以下(原為 6 萬以下)。 二、 <u>逃漏稅達一定金額者</u> (個人 1,000 萬元以上，營利事業 5,000 萬元以上)，處 1 年以上 7 年以下有期徒刑，併科 1,000 萬元以上 1 億元以下罰金。 |
| 處罰合理化 | 第 44 條 | 對於營利事業未依規定給與、未取得或未保存憑證之罰鍰，由按查明認定總額「處百分之五」之固定比率修正為「 <u>處百分之五以下</u> 」 |

勤業眾信觀點

修正草案除了修訂滯納金加徵、核課期間、適用法令錯誤申請退稅期限規定外，對於不法重大逃漏稅案件加重刑責及大幅提高罰金，納稅義務人除了關注未來立法院的修法進度及修訂內容，是否影響本身稅務案件的權益外，對於重大交易架構的安排應更審慎，避免節稅架構被稅務機關認定為不法重大逃漏稅案件，而須面臨刑責及高額罰金的風險。



Get in touch

[日商組新聞稿之歷史消息請點這](#)

[日商組官方網站請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“ Deloitte 聯盟”) 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利